

3.3 環境の保全のための措置

3.3.1 工事の実施に係る環境の保全のための措置

本事業の実施に当たっては、建設工事による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下に示す環境の保全のための措置を講じることとする。

(1) 大気汚染

(a) 建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 建設機械の効率的な使用により、稼働台数の総量を削減する。
- ② 可能な限り国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械を採用する。
- ③ 建設機械が一時的に集中して稼働しないよう、工事計画を工夫する（工事の平準化）。
- ④ 短期的な高濃度の発生を回避する観点から、関係機関の指導に従い工事の実施時間帯を設定する。
- ⑤ 工事規模に応じた建設機械を使用する。
- ⑥ 建設機械の整備、エンジンの空ぶかし・不要なアイドリングの禁止、燃料の性状の確認及び適正な運行管理を実施する。
- ⑦ 土工事が終了した地表面は、裸地のまま放置する期間を短くするよう配慮する（粉じん対策）。
- ⑧ 強風時及び乾燥時には、必要に応じ散水を行う。
- ⑨ 場内道路の整備、清掃を行う。

(b) 工事関連自動車の走行

工事関連自動車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 工所用道路沿道への自動車排出ガスの影響を軽減するために、環境配慮運転指針及び走行ルート・走行時間・走行時の配慮事項や違反した場合の罰則等を記載した手引を作成する。また、工事の委託業者には、工事計画書及び交通安全計画書に常時使用する工事関連自動車の工事関係車両届等を提出させるとともに、工事関係者にはこれを遵守させる。
- ② 可能な限り低公害車を採用する。
- ③ 作業員の通勤自動車については、周辺地域の住宅地内を走行しないよう現場において指導する。
- ④ 大型の工事関連自動車の走行時間帯は、原則として8時から18時の間とし、可能な限り一般交通の集中時間帯を避ける。また、通学路では通学時間帯を避ける。
- ⑤ 建設資材の搬出入に当たっては、資材の大きさ、使用時期、使用場所、数量等を詳細に把握

し、工事関連自動車の台数が少なくなるように適切な車種を選定し、工所用道路沿道への影響を可能な限り低減する。

- ⑥ 工事関係者の通勤については、公共交通機関の利用や車両の共同利用を促進すること等により、通行車両の削減を図る。
- ⑦ 場内から出ていく自動車については、タイヤの洗浄を行う。

(2) 騒音

(a) 建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 建設機械の効率的な使用により、稼働台数の総量を削減する。
- ② 低騒音型の建設機械を可能な限り使用する。
- ③ 建設機械が一時的に集中して稼働しないよう、工事計画を工夫する（工事の平準化）。
- ④ 工事規模に応じた建設機械を使用する。
- ⑤ 建設機械の整備、エンジンの空ぶかし・不要なアイドリングの禁止、燃料の性状の確認及び適正な運行管理を実施する。
- ⑥ バックホウ、ブルドーザ等の各種建設機械の使用に当たっては、実稼働時間を1日8時間とし、日祝日は工事を休止する等「騒音規制法」等に定める特定建設作業に関する規制を遵守する。
- ⑦ 夜間工事を実施する場合には、可能な限り、短時間、短期間で工事が終了するよう工事計画を工夫する。
- ⑧ 事業敷地境界等における騒音レベルの90%レンジ上端値が85デシベルを超える場合及び住宅地が工事区域に近接する場合には、敷地境界に4m高さの防音シートまたはより遮音性の高い防音パネルを設置する。
- ⑨ 適用可能な最新の防音工法を採用する。

(b) 工事関連自動車の走行

工事関連自動車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 工所用道路沿道への騒音の影響を軽減するために、環境配慮運転指針及び走行ルート・走行時間・走行時の配慮事項や違反した場合の罰則等を記載した手引を作成する。また、工事の委託業者には、工事計画書及び交通安全計画書に常時使用する工事関連自動車の工事関係車両届等を提出させるとともに、工事関係者にはこれを遵守させる。

- ② 可能な限り低公害車を採用する。
- ③ 作業員の通勤自動車については、周辺地域の住宅地内を走行しないよう現場において指導する。
- ④ 大型の工事関連自動車の走行時間帯は、原則として8時から18時の間とし、可能な限り一般交通の集中時間帯を避ける。また、通学路では通学時間帯を避ける。
- ⑤ コンクリートミキサ車の待機車列が周辺道路に発生しないように、コンクリートの打設作業時間及び生コン工場での出荷時間等の調整を図るとともに、事業計画地（工事区域）内にモータープールを設けることにより、コンクリートミキサ車を必要に応じて工事区域内に待機させる。
- ⑥ 工事関連自動車による警報音・合図音については、必要最小限に止めるよう委託業者及び運転者に対する指導を徹底する。
- ⑦ 建設資材の搬出入に当たっては、資材の大きさ、使用時期、使用場所、数量等を詳細に把握し、工事関連自動車の台数が少なくなるように適切な車種を選定し、工事用道路沿道への影響を可能な限り低減する。

(3) 振 動

(a) 建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 建設機械の効率的な使用により、稼働台数の総量を削減する。
- ② 建設機械が一時的に集中して稼働しないよう、工事計画を工夫する（工事の平準化）。
- ③ 建設機械の整備、エンジンの空ぶかし・不要なアイドリングの禁止、燃料の性状の確認及び適正な運行管理を実施する。
- ④ ブルドーザ等の各種建設機械の使用に当たっては、実稼働時間を1日8時間とし、日祝日は工事を休止する等「振動規制法」等に定める特定建設作業に関する規制を遵守する。
- ⑤ 住宅に近接した工事箇所については、振動レベルの大きい建設機械を小型の低振動型の建設機械に置き換えて使用する等、振動軽減対策を講じる。

(b) 工事関連自動車の走行

工事関連自動車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 工事用道路沿道への振動の影響を軽減するために、環境配慮運転指針及び走行ルート・走行時間・走行時の配慮事項や違反した場合の罰則を記載した手引を作成する。また、工事の委

託業者には、工事計画書及び交通安全計画書に常時使用する工事関連自動車の工事関係車両届等を提出させるとともに、工事関係者にはこれを遵守させる。

- ② 作業員の通勤自動車については、周辺地域の住宅地内を走行しないよう現場において指導する。
- ③ 大型の工事関連自動車の走行時間帯は、原則として8時から18時の間とし、可能な限り一般交通の集中時間帯を避け、また、通学路では通学時間帯を避ける。
- ④ 建設資材の搬出入に当たっては、資材の大きさ、使用時期、使用場所、数量等を詳細に把握し、工事関連自動車の台数が少なくなるように適切な車種を選定し、工事用道路沿道への影響を可能な限り低減する。
- ⑤ 工事関連自動車の走行により、工事用道路の舗装面が損傷し、振動が増幅される状況が確認された場合には、速やかに道路管理者と協議し、道路補修等を行う。

(4) 土壌汚染

建設機械の稼動に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 環境基準の基準値を超える土壌が確認された場所については、鉄道・運輸機構によって工事の実施までの間は飛散防止もしくは雨水浸透防止の対策が行われている。土壌汚染の除去等の適切な処理が行われた後に、工事に着手する。
- ② 本事業の実施に伴う新たな土壌汚染が発生しないよう十分配慮する。

(5) 動植物

建設機械の稼動に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 貴重な鳥類で繁殖地として利用していると考えられる種について、移動能力が低い繁殖期の工事の実施に当たって、可能な限りの対応を図る。
- ② 改変区域に分布する貴重な植物種の事業計画地外への移植は、移植先に既にある地域個体群の特性に影響を与える可能性があるため、その種が生育するに至った経緯を考慮した上で実施する。
- ③ 植栽する樹木の種類は、高木及び低木とするが、既往現地調査により確認された貴重種等が生息できる環境を可能な限り再現できるように生物多様性保全の見地から検討を行う。
- ④ 工事計画を十分検討し、事業計画地の可能な部分からの先行的な緑化を実施する。
- ⑤ 新しい貴重種が確認される等、新たな情報を入手した場合には、吹田市地球環境課などの関

係機関と十分協議し、適切に対応する。

(6) 文化財

建設機械の稼働及び工事関連自動車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 事業の実施が埋蔵文化財に対して極力影響を及ぼさないように、吹田市教育委員会及び大阪府教育委員会と十分協議し、その指導に従って適切に対応する。

(7) 廃棄物・発生土

建設機械の稼働に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 建設廃材は、廃棄物の種類に応じて産業廃棄物として所定の処理業者による適正な処理・処分を行うが、可能な限りリサイクルを行う。
- ② 建設工事等に必要となる大型資材や本事業の実施に伴い発生する廃棄物・発生土の運搬については、大型自動車の走行量を低減するよう工事計画を工夫する。
- ③ 発生土は、場内バランスを図ることとし、可能な限り残土を発生させない。

(8) 工事全般

- ① 工事の実施に当たっては、グリーン購入法を踏まえ、可能な限り環境負荷の低い品目を調達する。
- ② 事後監視を実施し、事後監視報告書を吹田市に提出する。
- ③ 工事関連自動車には、本事業に関連する車両であることを個別に容易に特定できるよう識別表示を行う。
- ④ 工事中の苦情窓口は、土地区画整理事業施行者の事務所とし、夜間及び休日における作業中の苦情についても連絡場所を定める等、迅速に対応できる体制を整える。
- ⑤ 工事は、原則としてISO14001の認証を取得している等の環境配慮型企業と契約する。なお、ISO14001の認証を取得していない業者に委託する場合でも、ISO14001の認証を取得している業者と同様に、環境に配慮した工事を実施するよう指導する。
- ⑥ 事後監視に当たっては、現況調査を実施した際と同様の地点・期間・頻度・方法で調査を実施することを基本とし、工事中の環境影響範囲及び程度を考慮し、また、建設機械の使用計画より各地域の工事のピーク時を明らかにして、綿密な事後監視計画を立てる。さらに、調査が必要であると判断した場合は、誠実に対応する。

- ⑦ 工事期間が複数年度に亘ることから、年度ごとに環境の保全のための措置の実施状況を記載した「事後監視年次状況報告書」を作成し、毎年6月に市へ報告する。
- ⑧ 「事後監視年次状況報告書」を受けて、市が吹田市環境影響評価条例第25条第4項に基づき、必要な措置を講じるよう指導または勧告を行った場合、誠意を持って措置を講じる。

3.3.2 存在に際して講じることとした環境の保全のための措置

本事業の実施に当たっては、施設の存在による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下に示す環境の保全のための措置を講じることとする。

(1) 景 観

(a) 施設の存在

施設の存在に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 歩道の舗装等について、色彩などに十分配慮する。
- ② 主要道路には植樹帯を設けるとともに、実行可能な範囲で緑地を設置する。
- ③ 吹田貨物ターミナル駅(仮称)用地との境界部に、幅員12mの緑の遊歩道(関連事業)が整備されることから、景観に配慮した緑と水のネットワークを形成する。